

衆議院議員中島政希君提出「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問に対する答
弁書

一について

閣議決定は、内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の
関係職員はその決定に従って職務を執行する責務を有する。

二の1及び3について

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定。以下「基本的計画
」という。）の別紙四「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」において、懇談会等行政運営
上の会合については、審議会等の公開に係る措置に準ずることとされており、基本的計画の別紙三「審議会
等の運営に関する指針」において、会議又は議事録を速やかに公開することが原則とされている。「今後
の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）については、懇談会等行政運
営上の会合に該当するが、議事録を公開しており、基本的計画に違反するものではない。

二の2及び三の1について

御指摘の「一般傍聴」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点において把握している限りでは、有識者会議の公開について、平成二十一年十二月一日付け、同月二十八日付け、平成二十二年一月六日付け、同月十四日付け、同年二月八日付け、平成二十三年四月二十六日付け、同年八月二十九日付け、平成二十四年二月二十一日付け、同月二十三日付け、同月二十六日付け及び同年三月一日付けの文書により要望等があり、このうち、同年二月二十一日付けの文書は、水源開発問題全国連絡会からの有識者会議の公開を求める旨の要望であったと承知している。有識者会議の公開については、有識者会議の座長（以下「座長」という。）が有識者会議の委員（以下「委員」という。）の意見を踏まえ定めており、要望への対応は座長に一任することが委員の間で合意されていた。

二の4及び三の3について

有識者会議は、忌憚たんのない意見交換を行うために原則として非公開で開催することとされている。

なお、平成二十二年九月二十七日以降に開催された有識者会議については、座長が委員の意見を踏まえ、報道関係者に公開することとしたところである。

三の2及び4について

平成二十四年二月二十二日に開催を予定していた有識者会議については、静穏な環境の下で議論ができない状況であったため、座長の判断により、開催が中止された。

三の5について

平成二十四年二月二十二日に開催を予定していた有識者会議の会場において、有識者会議の事務局の職員が「御案内のような状態でございますので、議論ができない状況であることから、本日の会議は中止とさせていただきます。」と告げた。

三の6について

国土交通省としては、静穏な環境の下で会議を開催できなかったことは、遺憾であると認識している。

三の7について

平成二十四年二月二十二日の有識者会議の開催予定時間には、前田国土交通大臣は、他の公務を行って
いた。

三の8について

お尋ねの「解散させた①委員の氏名」の意味するところが必ずしも明らかではないが、委員の氏名につ

いては、国土交通省のホームページで公表している。また、諸謝金については、「謝金の標準支払基準」
(平成二十一年七月一日各府省等申合せ)により処理することとしている。